

◎公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案新旧対照表
 ○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（中央選挙管理会） 第五条の二〔略〕</p> <p>2 委員は、国会議員以外の者で衆議院議員及び参議院議員の被選挙権を有する者の中から国会の議決による指名に基づいて、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 内閣総理大臣は、委員が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、その委員を罷免するものとする。ただし、第二号及び第三号の場合においては、国会の同意を得なければならない。</p> <p>一 衆議院議員及び参議院議員の被選挙権を有しなくなつた場合</p> <p>二・三 〔略〕</p> <p>5 〔略〕</p> <p>（被選挙権）</p> <p>第十条 日本国民は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該議員又は長の被選挙権を有する。</p> <p>一 衆議院議員及び参議院議員については年齢満十八年以上の者</p> <p>二 都道府県の議会の議員についてはその選挙権を有する者</p>	<p>（中央選挙管理会） 第五条の二〔略〕</p> <p>2 委員は、国会議員以外の者で参議院議員の被選挙権を有する者の中から国会の議決による指名に基づいて、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 内閣総理大臣は、委員が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、その委員を罷免するものとする。ただし、第二号及び第三号の場合においては、国会の同意を得なければならない。</p> <p>一 参議院議員の被選挙権を有しなくなつた場合</p> <p>二・三 〔略〕</p> <p>5 〔略〕</p> <p>（被選挙権）</p> <p>第十条 日本国民は、左の各号の区分に従い、それぞれ当該議員又は長の被選挙権を有する。</p> <p>一 衆議院議員については年齢満二十五年以上の者</p> <p>二 参議院議員については年齢満三十年以上の者</p>

<p>三 都道府県知事については年齢満十八年以上の者</p> <p>四 市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者</p> <p>五 市町村長については年齢満十八年以上の者</p> <p>2 前項第一号、第三号及び第五号の年齢は、選挙の期日により算定する。</p>	<p>三 都道府県の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満二十五年以上のもの</p> <p>四 都道府県知事については年齢満三十年以上の者</p> <p>五 市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満二十五年以上のもの</p> <p>六 市町村長については年齢満二十五年以上の者</p> <p>2 前項各号の年齢は、選挙の期日により算定する。</p>
---	---

改 正 案	現 行
<p>第十九条 普通地方公共団体の議会の議員の選挙権を有する者は、別に法律の定めるところにより、普通地方公共団体の議会の議員の被選挙権を有する。</p> <p>② 日本国民で年齢満十八年以上のものは、別に法律の定めるところにより、<u>普通地方公共団体の長の被選挙権を有する。</u></p> <p>〔削る〕</p>	<p>第十九条 普通地方公共団体の議会の議員の選挙権を有する者で年齢満二十五年以上のものは、別に法律の定めるところにより、普通地方公共団体の議会の議員の被選挙権を有する。</p> <p>② 日本国民で年齢満三十年以上のものは、別に法律の定めるところにより、<u>都道府県知事の被選挙権を有する。</u></p> <p>③ <u>日本国民で年齢満二十五年以上のものは、別に法律の定めるところにより、市町村長の被選挙権を有する。</u></p>

改 正 案	現 行
<p>（公職選挙法の準用）</p> <p>第九十四条 公職選挙法第八条（特定地域に関する特例）、第十条第二項（被選挙人の年齢の算定方法）、第十七条（投票区）、第十八条（第一項ただし書を除く。）（開票区）、第二十三条から第二十五条まで、第三十条（選挙人名簿）、第三十三条、第三十四条第一項、第三項、第四項及び第六項（選挙期日）、第六章（投票）（第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項及び第四項、第三十八条第四項、第四十条、第四十六条、第四十六条の二、第四十九条第四項から第八項まで並びに第四十九条の二の規定を除く。）、第七章（開票）（第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第三項から第五項まで及び第八項ただし書、第六十八条並びに第六十八条の二第二項、第三項及び第五項の規定を除く。）、第八章（選挙会及び選挙分会）（第七十五条第二項、第七十七条第二項及び第八十一条の規定を除く。）、第八十六条の四第一項、第二項、第五項及び第九項から第十一項まで、第八十六条の八、第九十条、第九十一条第二項（候補者）、第十章（当選人）（第九十五条の二から第九十八条まで、第九十九条の二、第一百条第一項から第三項まで、第七項及び第八項、第一百一条の二の二まで並びに第八十八条第二項の規定を除く。）、第一百一十一条第一項及び第二項（欠けた場合の通</p>	<p>（公職選挙法の準用）</p> <p>第九十四条 公職選挙法第八条（特定地域に関する特例）、第十条第二項（被選挙人の年齢の算定方法）、第十七条（投票区）、第十八条（第一項ただし書を除く。）（開票区）、第二十三条から第二十五条まで、第三十条（選挙人名簿）、第三十三条、第三十四条第一項、第三項、第四項及び第六項（選挙期日）、第六章（投票）（第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項及び第四項、第三十八条第四項、第四十条、第四十六条、第四十六条の二、第四十九条第四項から第八項まで並びに第四十九条の二の規定を除く。）、第七章（開票）（第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第三項から第五項まで及び第八項ただし書、第六十八条並びに第六十八条の二第二項、第三項及び第五項の規定を除く。）、第八章（選挙会及び選挙分会）（第七十五条第二項、第七十七条第二項及び第八十一条の規定を除く。）、第八十六条の四第一項、第二項、第五項及び第九項から第十一項まで、第八十六条の八、第九十条、第九十一条第二項（候補者）、第十章（当選人）（第九十五条の二から第九十八条まで、第九十九条の二、第一百条第一項から第三項まで、第七項及び第八項、第一百一条の二の二まで並びに第八十八条第二項の規定を除く。）、第一百一十一条第一項及び第二項（欠けた場合の通</p>

知)、第百十六条(議員又は当選人が全てない場合の一般選挙)、第百十七条(設置選挙)、第百二十九条、第百三十条、第百三十一条第一項及び第二項、第百三十二条から第百三十七条まで、第百三十七條の三、第百三十八条、第百四十条の二、第百四十八条の二、第百六十一条第一項、第三項及び第四項、第百六十四条の六、第百六十六条、第百七十八条(選挙運動)、第十五章(争訟)(第百二条第二項、第百四条、第百五条第五項、第百六条第二項、第百八条、第百九条の二第二項、第百十一条第二項、第百十六條及び第百二十条第四項の規定を除く。)、第十六章(罰則)(第百二十四条の三、第百三十五条の二第一号及び第二号、第百三十五条の三、第百三十五条の四、第百三十五条の六、第百三十六條第二項、第百三十六條の二、第百三十八條の二、第百三十九條第一項第四号及び第二項、第百三十九條の二第一項、第百四十條第二項、第百四十二條第二項、第百四十二條の二、第百四十三條第一項第一号及び第二号から第九号まで並びに第二項、第百四十四條第一項第一号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第百四十六條から第百五十條まで、第百五十一条の二第二項、第三項及び第五項、第百五十一条の三、第百五十一条の四、第百五十二条の二、第百五十二条の三、第百五十五条第三項から第五項まで並びに第百五十五条の二から第百五十五条の四までの規定を除く。)、第百六十四条の二(行政手続法の適用除外)、第百七十条第一項本文(選挙に関する届出等の時間)、第百七十条の二(不在者投票の時間)、

知)、第百十六条(議員又は当選人が全てない場合の一般選挙)、第百十七条(設置選挙)、第百二十九条、第百三十条、第百三十一条第一項及び第二項、第百三十二条から第百三十七条まで、第百三十七條の三、第百三十八条、第百四十条の二、第百四十八条の二、第百六十一条第一項、第三項及び第四項、第百六十四条の六、第百六十六条、第百七十八条(選挙運動)、第十五章(争訟)(第百二条第二項、第百四条、第百五条第五項、第百六条第二項、第百八条、第百九条の二第二項、第百十一条第二項、第百十六條及び第百二十条第四項の規定を除く。)、第十六章(罰則)(第百二十四条の三、第百三十五条の二第一号及び第二号、第百三十五条の三、第百三十五条の四、第百三十五条の六、第百三十六條第二項、第百三十六條の二、第百三十八條の二、第百三十九條第一項第四号及び第二項、第百三十九條の二第一項、第百四十條第二項、第百四十二條第二項、第百四十二條の二、第百四十三條第一項第一号及び第二号から第九号まで並びに第二項、第百四十四條第一項第一号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第百四十六條から第百五十條まで、第百五十一条の二第二項、第三項及び第五項、第百五十一条の三、第百五十一条の四、第百五十二条の二、第百五十二条の三、第百五十五条第三項から第五項まで並びに第百五十五条の二から第百五十五条の四までの規定を除く。)、第百六十四条の二(行政手続法の適用除外)、第百七十条第一項本文(選挙に関する届出等の時間)、第百七十条の二(不在者投票の時間)、

第二百七十条の三（選挙に関する届出等の期限）、第二百七十二条（命令への委任）並びに附則第四項及び第五項の規定は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び市町村の議会の議員の選挙に関する部分を除くほか、海区漁業調整委員会の委員の選挙に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定の中で同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

第十条第二項	〔略〕
前項第一号、第三号及び第五号	〔略〕
漁業法第八十七条第一項第一号	〔略〕

第二百七十条の三（選挙に関する届出等の期限）、第二百七十二条（命令への委任）並びに附則第四項及び第五項の規定は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び市町村の議会の議員の選挙に関する部分を除くほか、海区漁業調整委員会の委員の選挙に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定の中で同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

第十条第二項	〔略〕
前項各号	〔略〕
漁業法第八十七条第一項第一号	〔略〕